

# 向日市介護予防・日常生活支援 総合事業事業者説明会資料

日時 平成28年11月10日（木） 10:00~11:30

平成28年11月11日（金） 10:00~11:30

場所 向日市役所3階大会議室



向日市健康福祉部高齢介護課

**平成28年11月10日現在**

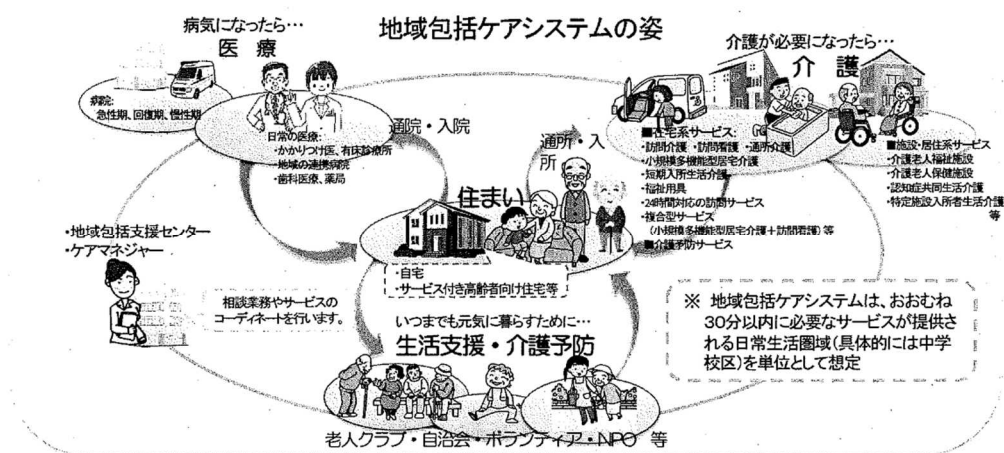
## 目 次

1	新しい総合事業の概要（国の考え方） .....	1
2	向日市が目指す新しい総合事業 .....	4
3	対象者 .....	9
4	訪問型・通所型サービスの内容・基準・単価等 .....	11
5	事業所指定 .....	21
6	介護予防ケアマネジメント .....	25
7	本市に居住する他市町村の被保険者への対応 .....	31
8	一般介護予防事業 .....	32
9	その他 .....	33

# 1 新しい総合事業の概要（国の考え方）

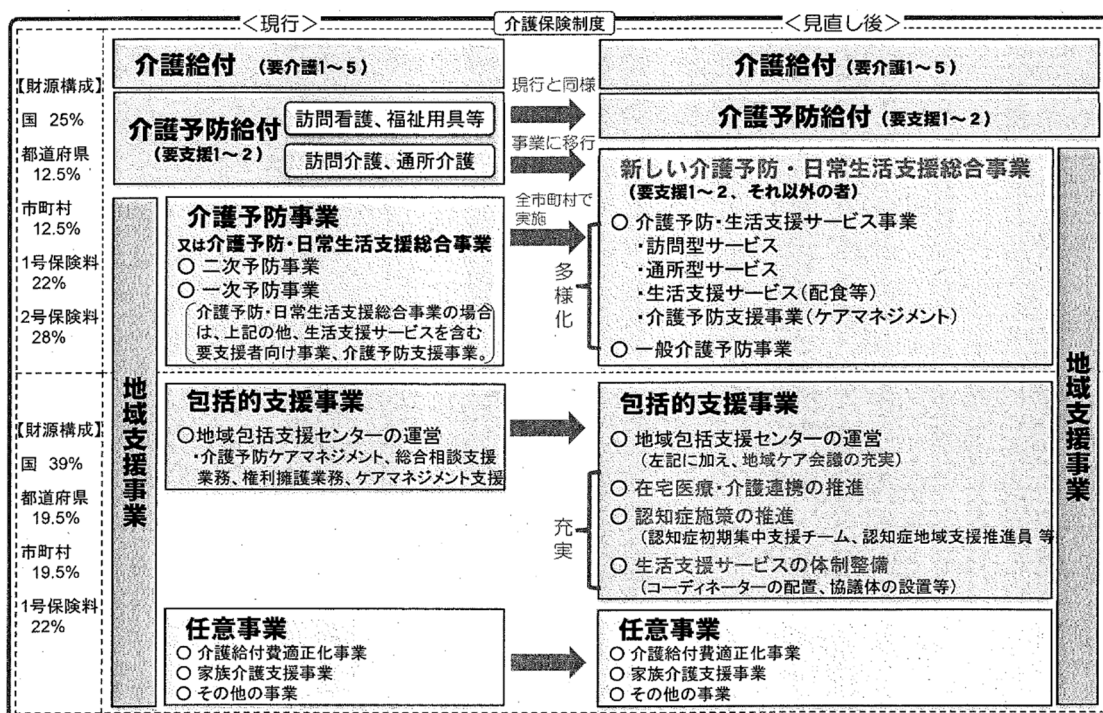
## (1) 新しい総合事業の趣旨

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。



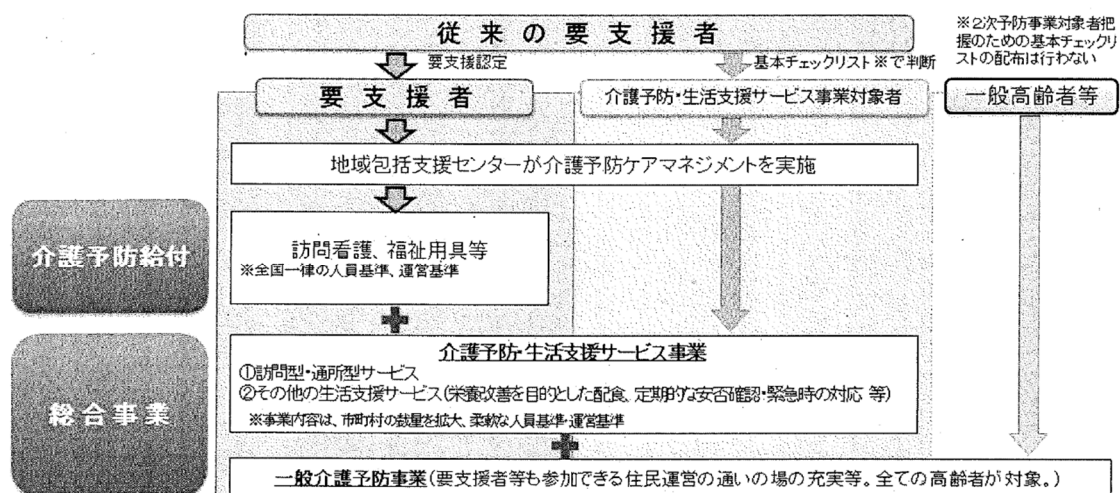
(2)「予防給付」の見直しと新しい総合事業

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援



### (3) 新しい総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付によるサービス提供を継続することとなります。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することによって、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として迅速なサービス利用が可能になります。
- 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行っていただきます。



## 2 向日市が目指す新しい総合事業

### (1) 基本的な考え方

#### 目指す姿

- 住み慣れた地域で高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

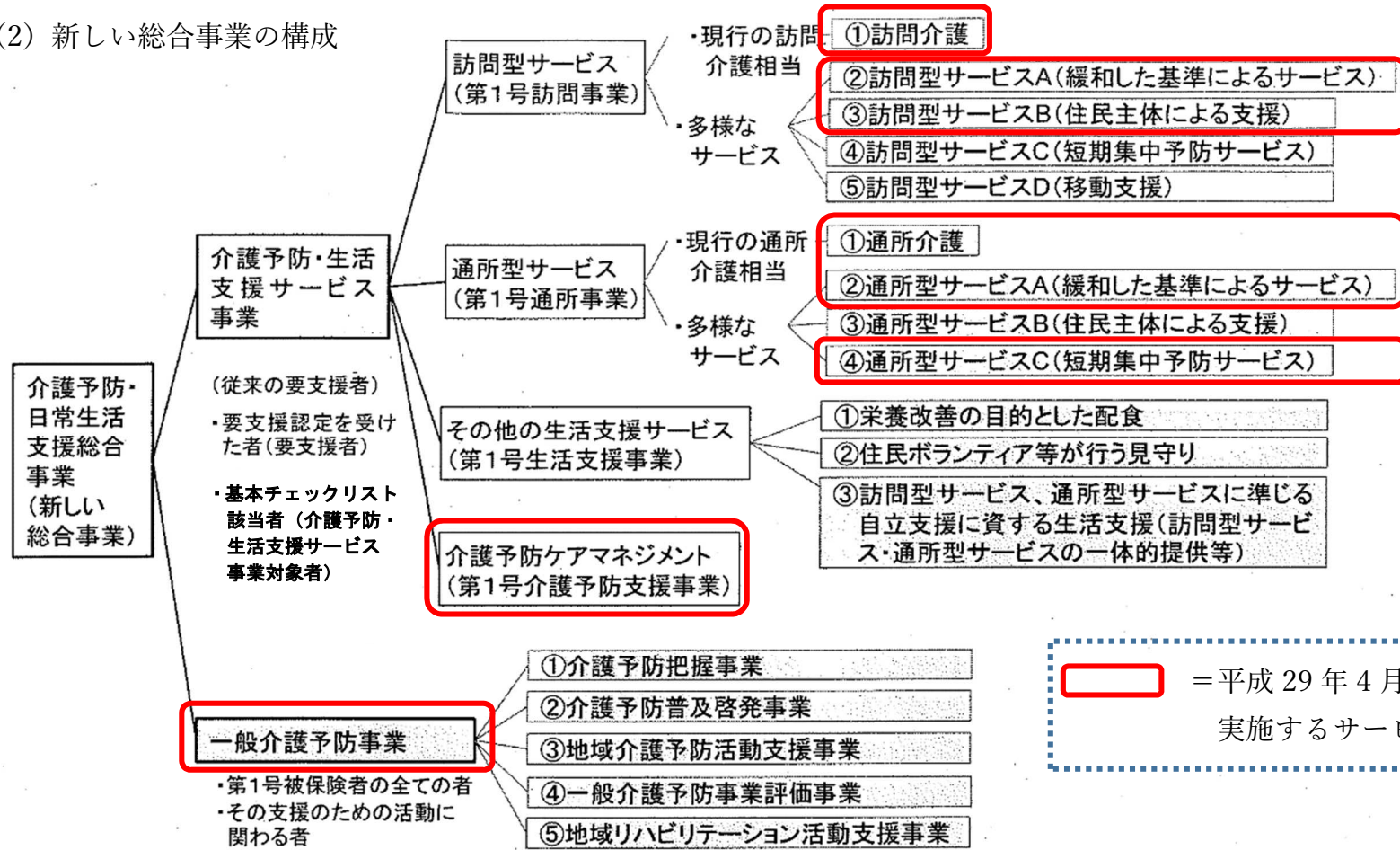
#### 本市の総合事業の基本的な考え方

- 高齢者の自立した生活を支援するため介護予防事業を推進します。
- 専門的な身体介護を含むサービスは引き続き、介護職により行います。
- 掃除、買物といった生活支援や機能訓練を中心とした短時間のデイサービスは多様な担い手の参画を進めます。
- 高齢者をはじめ、市民の皆様が担い手になっていただけるサービスを推進します。

#### 実施時期

平成 29 年 4 月

(2) 新しい総合事業の構成



=平成 29 年 4 月から本市で実施するサービス

(3) 訪問型サービスのメニュー

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA <b>新規</b> (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB <b>新規</b> (住民主体による支援)
サービス内容等	●身体介護 入浴介護など	—	—
	●生活援助 掃除、洗濯、買物など	●生活援助 掃除、洗濯、買物など	●生活援助 掃除、洗濯、買物など ●生活援助 草抜き、簡易な修繕、ゴミ出しなど
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託

(4) 通所型サービスのメニュー

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス別	①現行相当サービス	②通所型サービスA <b>新規</b> (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスC <b>新規</b> (短期集中予防サービス)
サービス内容等	●現行の通所介護と同様	●機能訓練：必須 ●入浴、送迎：選択制	●運動、口腔、栄養プログラム (検討中)
	原則 3 時間以上／回	3 時間未満／回	3 か月～6 か月／クール
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託



## 【本市の高齢者を取り巻く現状】

本市では、高齢者の健康状態や日常生活を営むにあたってのニーズ等を把握するために、平成 28 年 7 月、市内に暮らす 3,100 人の高齢者を対象にアンケート調査を実施しました。

その結果、要介護（要支援）認定を受けておられない高齢者の方の約 8 割は、健康でいきいきと過ごされている姿がわかりました。

また、要支援認定を受けておられる方では、掃除や買物、草木の手入れなどの生活援助を望まれている姿がわかりました。

### （1）高齢者一般 ～要支援・要介護認定を受けていない満 65 歳以上の被保険者～

- ・ **自分は健康だと思う？**  
とても健康(10.9%)、まあまあ健康(64.2%)
- ・ **自分の考えをうまく伝えられる？**  
伝えられる(85.6%)
- ・ **5分前のことが思い出せる？**  
はい(83.2%)、いいえ(14.8%)
- ・ **周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとと言われる？**  
いいえ(88.8%)、はい(9.3%)
- ・ **家事における困りごと**  
掃除(9.9%)、買い物(5.1%)、洗濯(4%)、ゴミ出し(3.9%)

### （2）在宅者 ～要支援認定を受けている被保険者～

- ・ **家事全般ができていますか？**  
できている(48.5%)、できていない(46%)
- ・ **家事で困っていることはどんなこと？**  
家具の移動(54%)、簡易な修繕(42.1%)、掃除(40.6%)  
庭の手入れ(33.2%)、買い物(31.7%)
- ・ **現在利用中の訪問介護サービス**  
清掃・ゴミ出し(63.5%)、買物代行(23.1%)
- ・ **今後利用したい訪問介護サービス**  
清掃・ゴミ出し(44.2%)、買物代行(17.3%)
- ・ **現在利用中もしくは利用したいサービスと同じサービスを、ボランティアや NPO 等が安価で柔軟に提供してくれるとしたら利用したいですか？**  
訪問：したい(46.2%)、したくない(36.5%)  
通所：したい(49.4%)、したくない(30.4%)
- ・ **介護保険サービス全体で、住民やボランティアによる家事支援、支え合い、困りごとについての支援などを受けたいですか？**  
ぜひ受けたい(3%)、どちらかといえば受けたい(13.9%)  
あまり受けたくない(20.8%)、絶対に受けたくない(3.5%)  
わからない・不明・無回答(59%)
- ・ **現在利用している介護保険外のサービス**  
配食(8.9%)、草木・庭木の手入れ(7.9%)、健康づくり教室(6.4%)  
清掃(5.9%)、利用していない(18.8%)
- ・ **自立した生活のためにあればいいと思う介護保険外サービスや地域の支え合い**  
草抜き・庭木の手入れ(14.4%)、清掃(12.4%)  
家の小規模修理(12.4%)、電球や灯油の交換(10.4%)  
買物代行(9.9%)、配食(9.9%)

「向日市介護予防・日常生活支援総合事業及びこうふくプラン向日に係るアンケート（抜粋）」

要支援者のサービス利用状況等

■訪問介護における利用サービス (n=52)

(単位：%)

食事の支度や片付け	7.7
洗濯	5.8
清掃、ゴミ出し	63.5
買物の付添い	3.8
買物の代行	23.1
衣類の整理、被服の補修	1.9
服薬の介助	1.9
生活に関する相談・助言	1.9
食事の介助	3.8
入浴の介助	5.8
通院の付添い	1.9
排泄の介助	1.9
その他	5.8
不明・無回答	21.2

■訪問介護における利用回数 (n=52)

(単位：%)

週1回以下	46.2
週2回	19.2
週3回	9.6
週4回以上	1.9
不明・無回答	23.1

■通所介護における利用サービス/希望サービス (n=79)

(単位：%)

	利用	希望
体操	63.3	51.9
機械を使ったトレーニング	46.8	41.8
合唱やカラオケ	24.1	26.6
折り紙等の手作業	21.5	19.0
入浴	40.5	39.2
食事やおやつ	49.4	40.5
仲間との交流	39.2	40.5
その他	5.1	1.3
不明・無回答	6.3	13.9

■通所介護における利用回数 (n=79)

(単位：%)

週1回	31.6
週2回	49.4
週3回	7.6
週4回以上	5.1
不明・無回答	6.3

■通所介護における利用時間 (n=79)

(単位：%)

朝から夕方 (1日)	44.3
午前又は午後 (半日)	48.1
不明・無回答	7.6

■介護保険以外のサービスでどのようなサービスや地域の  
支え合いがあればいいと思うか (n=202)

(単位：%)

食事の支度や片付け	6.4
弁当などの配食	9.9
買物 (移動販売・通信販売等による宅配)	9.4
洗濯	5
布団干し	7.4
清掃	12.4
ゴミ出し	6.4
郵便物の整理	2
障子の張り替え	6.9
草抜き・庭木の手入れ	14.4
電球や灯油の交換	10.4
外出の際の送迎	8.9
家の小規模修理	12.4
病院への付添い	7.4
市役所や銀行・郵便局等への付添い	6.9
サロンなどの交流会や会食会	5.9
健康づくりのための教室	6.4
生活に関する相談・話相手	7.4
見守り・安否確認	8.9
その他	2
介護保険以外のサービスは利用していない	6.9
不明・無回答	48.5

### 3 対象者

#### (1) 対象者

##### ア 介護予防・生活支援サービス事業

- ① 要支援者（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の方）
- ② 事業対象者（基本チェックリスト該当者）

<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている方は、原則として、平成29年4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービス利用に移行し、引き続き訪問介護等を受けていただくことができます。</li> <li>●平成29年4月より前から「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を利用する要支援者には、原則として、平成29年4月以降も認定更新までは、現在の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）のサービスを提供します。</li> <li>●ただし、平成29年4月以降であれば、認定更新時期の到来前でも、本人の希望により、総合事業のサービス利用への移行が可能です。</li> <li>●平成29年4月以降に新規認定又は認定更新等により要支援認定を受けた方には、予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）ではなく総合事業のサービスを提供します。</li> </ul>
--

<認定更新の場合の総合事業への移行について（例）>

	平成29年												平成30年					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
	▼総合事業スタート												▼完全移行					
①認定有効期限 H29.3末	予防給付			総合事業														
②認定有効期限 H29.4末	予防給付				総合事業													
③認定有効期限 H30.2末	予防給付（平成29年4月以降、総合事業に移行可能）												総合事業					

※原則として、認定有効期限の更新時に、順次、総合事業のサービス利用に移行します。

※認定更新で総合事業に移行する際の基本チェックリストの実施は、平成29年2月からとなります。（新規利用のための基本チェックリストの実施は、平成29年4月からとなります。）

##### イ 一般介護予防事業

第1号被保険者全ての方

## (2) 利用手続

国が示す利用手続及び基本チェックリストは、下図のとおりです。

本市の利用手続及び基本チェックリストの運用等については、現在調整中です。

### ＜総合事業実施後の利用手続＞

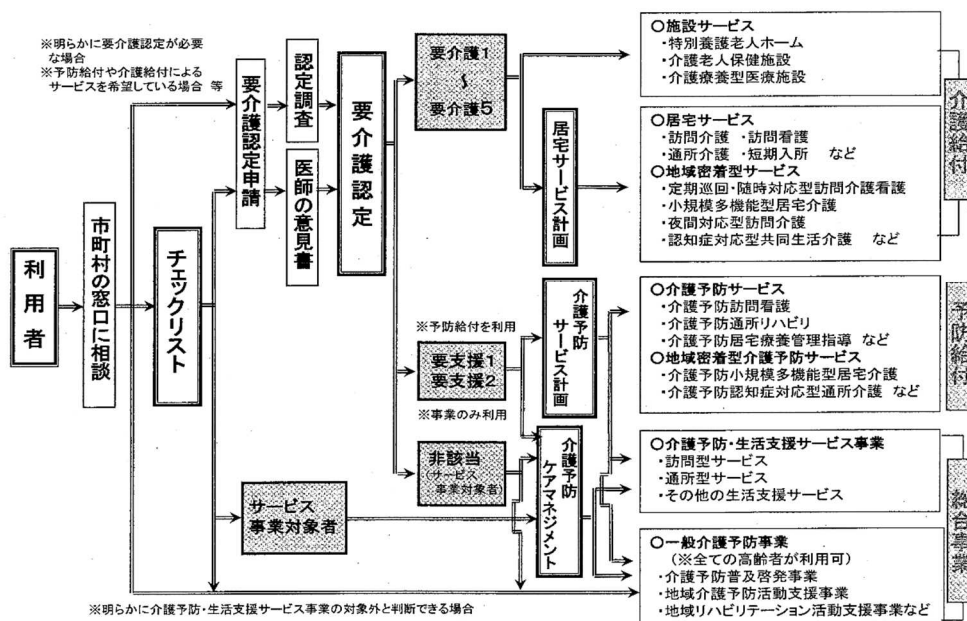


表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ( )

氏名	住所	生年月日
希望するサービス内容		
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI = ) (注)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しくなくなった	1. はい 0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

表8 事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
- ⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No.12を除く) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。  
この表における該当 (No.12に限る) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合をいう。

#### 4 訪問型・通所型サービスの内容・基準・単価等

##### (1) 訪問型サービス

##### ア サービスの内容（案）

種 別	現行の予防相当	多様なサービス	
	①現行相当サービス	②訪問型サービスA <b>新規</b> (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB <b>新規</b> (住民主体による支援)
サービス内容	●身体介護（入浴介護など） 予防給付で提供されている内容と同様		
	●生活援助（掃除、洗濯など） 予防給付で提供されている内容と同様	●生活援助のみ（掃除、洗濯など） 予防給付で提供されている内容と同様	●生活援助（掃除、洗濯など） 予防給付で提供されている内容と同様 ●生活援助（ゴミ出しなど）
想定する対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人</li> <li>・身体介護が必要な人</li> <li>・退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人</li> <li>・認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を生じる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護を必要としないが、家事等の生活援助が必要な人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者や高齢者世帯などに対する地域における見守りや生活支援が必要な人</li> </ul>
サービス提供時間	予防給付と同様	予防給付と同様	今後調整

イ 基準（案）

種 別	現行の予防相当			多様なサービス					
	①現行相当サービス			②訪問型サービスA <b>新規</b>			③訪問型サービスB <b>新規</b>		
人 員		配置要件	必要な資格		配置要件	必要な資格	今後調整		
	管理者	常勤専従 1 ※ 1	実務経験が概ね 2 年以上	管理者	常勤専従 1 ※ 1	なし			
	サービス提供 責任者	常勤の訪問 介護員等の 内利用者 40 人に 1 人以 上※ 2	次のいずれも該当 する者 ①介護福祉士ほか 厚生労働大臣が 定める者 ②実務経験が概ね 2 年以上	訪問事 業責任 者	1 人以上 ※ 2	次のいずれかに該 当する者 ①介護福祉士ほか 厚生労働大臣が 定める者 ②訪問介護事業所 での実務経験を 概ね 3 年以上有 し、介護職員初 任者研修と同等 の能力を有する と認められる者			
	訪問介 護員等	常 勤 換 算 2.5 以上	介護福祉士又は政 令で定める者（訪 問介護員）	従事者	必要数	介護福祉士又は政 令で定める者（訪 問介護員）			
	※ 1 支障がない場合、同一敷地内の他事業 所等の職務に従事可能			※ 1 支障がない場合、同一敷地内の他事業 所等の職務に従事可能					
	※ 2 一部非常勤職員も可能			※ 2 サービス提供責任者の資格要件を緩和 した上で、同様の職務に当たる者					
設 備	①事務室（7.4 m <sup>2</sup> 以上）、相談スペース（必要 な広さ） ②その他必要な設備			①事務室（必要な広さ） ②その他必要な設備			今後調整		

イ 基準2（案）

訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合				
		配置要件	必要な資格	備考
人 員	管理者	常勤専従 1 ※ 1	実務経験が概ね 2 年以上	
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等の内利用者 40 人に 1 人以上 ※ 2。訪問型サービス A の利用者に対しては、必要数。	次のいずれも該当する者 ①介護福祉士ほか厚生労働大臣が定める者 ②実務経験が概ね 2 年以上	・訪問介護及び現行相当サービスについては、現在と同じ基準で配置。 ・訪問型サービス A は利用者数にかかわらず適切な人数を配置
	従事者	常勤換算 2.5 以上	介護福祉士又は政令で定める者（訪問介護員）	・常勤換算 2.5 人以上を最低限の基準とし、利用者数にかかわらず適切な人数を配置
※ 1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※ 2 一部非常勤職員も可能				
設 備	①事務室（7.4 m <sup>2</sup> 以上）、相談スペース（必要な広さ） ②その他必要な設備			

ウ サービス単位（案）

	現行の予防相当	多様なサービス																									
種 別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA <b>新規</b>	③訪問型サービスB <b>新規</b>																								
単 価 設 定 の 単 位	1月当たり(1回当たり)	1月当たり(1回当たり)	1回当たり																								
単 位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>月単位</th> <th>1回当単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>1,168</td> <td>266※1</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,335</td> <td>270※2</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>3,704</td> <td>285※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 月合計4回が限度            ※2 月合計8回が限度            ※3 月合計12回が限度</p>	頻度	月単位	1回当単位	週1回程度	1,168	266※1	週2回程度	2,335	270※2	週2回以上	3,704	285※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>月単位</th> <th>1回当単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>988</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>1,972</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>3,132</td> <td>241</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	月単位	1回当単位	週1回程度	988	225	週2回程度	1,972	228	週2回以上	3,132	241	今後調整
頻度	月単位	1回当単位																									
週1回程度	1,168	266※1																									
週2回程度	2,335	270※2																									
週2回以上	3,704	285※3																									
頻度	月単位	1回当単位																									
週1回程度	988	225																									
週2回程度	1,972	228																									
週2回以上	3,132	241																									
地 域 単 価	向日市の介護給付（訪問介護）の地域区分単価と同じ（10.42円）		今後調整																								
自 己 負 担	1割又は2割		今後調整																								



## (2) 通所型サービス

### ア サービスの内容（案）

	現行の予防相当	多様なサービス	
種 別	①現行相当サービス	② 通所型サービスA <b>新規</b> (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスC <b>新規</b> (短期集中予防サービス)
サ ー ビ ス 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体機能維持、向上のために               <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や入浴などの日常生活上の支援</li> <li>・生活機能向上のための機能訓練</li> <li>・口腔機能向上サービス</li> <li>・栄養改善向上サービス</li> <li>・生活機能向上グループ活動（交流等）</li> <li>・予防給付で提供されている内容と同様</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活機能維持、向上のために               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上のための機能訓練</li> </ul> </li> <li>●入浴、送迎（いずれも選択制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動機能維持向上のために</li> <li>●栄養改善・口腔機能向上のために               <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職による短期集中プログラムの実施</li> </ul> </li> </ul>
想 定 す る 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人</li> <li>・食事・排泄・入浴・移動時等に状況確認や助言が必要な人</li> <li>・退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人</li> <li>・認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を生じる可能性がある人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉じこもりがちな高齢者</li> <li>・社会参加を促し、交流を通じて心身の状態を改善・向上ができると思われる人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能の低下のおそれのある高齢者</li> </ul>

イ 基準（案）

		現行の予防相当		多様なサービス			
種 別	人 員	現行相当サービス		② 通所型サービスA <b>新規</b> (緩和した基準によるサービス)		③通所型サービスC <b>新規</b> (短期集中予防サービス)	
		配置要件	必要な資格	配置要件	必要な資格	現行の二次予防事業を移行予定	
	管理者	常勤専従 1 ※1	実務経験が概ね2年以上	管理者	常勤専従 1 ※1		なし
	生活相談員	1以上(サービス提供時間分の配置)	次のいずれも該当する者 ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②実務経験が2年以上	相談員 ※2	単位ごとに1以上		次のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②通所介護事業所での実務経験を概ね3年以上有し、①と同等の能力を有すると認められる者
	機能訓練指導員	1以上	次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准)看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師				

	<table border="1"> <tr> <td>看護職員</td> <td>定員 11 人以上の場合単位ごとに専従 1 以上</td> <td>(准)看護師</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>～15 人:専従 1 以上 16 人～:専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	看護職員	定員 11 人以上の場合単位ごとに専従 1 以上	(准)看護師	介護職員	～15 人:専従 1 以上 16 人～:専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上	なし	<table border="1"> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1 以上</td> <td>次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准)看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>必要に応じて配置</td> <td>(准)看護師</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>～15 人:専従 1 以上 16 人～:専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者</p>	機能訓練指導員	1 以上	次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准)看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	看護職員	必要に応じて配置	(准)看護師	介護職員	～15 人:専従 1 以上 16 人～:専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上	なし	
看護職員	定員 11 人以上の場合単位ごとに専従 1 以上	(准)看護師																
介護職員	～15 人:専従 1 以上 16 人～:専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上	なし																
機能訓練指導員	1 以上	次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准)看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師																
看護職員	必要に応じて配置	(准)看護師																
介護職員	～15 人:専従 1 以上 16 人～:専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上	なし																
設 備	<p>①事務室 (7.4 m<sup>2</sup>以上)、食堂兼機能訓練室 (定員×3 m<sup>2</sup>)、相談室、静養室</p> <p>②その他必要な設備、耐震性の確保</p>	<p>①事務室 (必要な広さ)、食堂兼機能訓練室 (定員×3 m<sup>2</sup>)、相談室、静養スペース</p> <p>②その他必要な設備、耐震性の確保</p>	同上															

イ 基準2 (案)

		通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合		
		配置要件	必要な資格	備考
人 員	管理者	常勤専従 1 ※ 1	実務経験が概ね 2 年以上	
	生活相談員	1 以上 (サービス提供時間分の配置)	次のいずれも該当する者 ①社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②実務経験が 2 年以上	・通所介護のサービス提供時間分の配置が必要
	機能訓練指導員	1 以上	次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准)看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	
	看護職員	定員 11 人以上の場合単位ごとに専従 1 以上	(准)看護師	・訪問型サービス A の利用定員は除外し、通所介護及び現行相当サービスの利用定員が 11 人以上の場合は単位ごとに配置が必要
	介護職員	～15 人：専従 1 以上 16 人～：専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上	なし	・単位毎の利用者の合計数に対して、現在と同じ基準で必要な人数を計算
	※ 1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能			
設 備	①事務室 (7.4 m <sup>2</sup> 以上)、相談スペース (必要な広さ) ②その他必要な設備			

ウ サービス単価（案）

	現行の予防相当	多様なサービス																																																																				
種 別	現行相当サービス	② 通所型サービスA <b>新規</b> (緩和した基準によるサービス)		③通所型サービスC <b>新規</b> (短期集中予防サービス)																																																																		
単価設定の 単 位	1月当たり(1回当たり)	1月当たり(1回当たり)		現行の二次予防事業を移行予定																																																																		
単 位	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス提供時間</th> <th colspan="2">原則 3 時間以上</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入浴の有無</th> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月額（包 括）報酬</td> <td>週 1 回</td> <td>1,647</td> <td>1,447</td> </tr> <tr> <td>週 2 回以上</td> <td>3,377</td> <td>2,977</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 回当た り報酬</td> <td>週 1 回</td> <td>378</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>週 2 回以上</td> <td>389</td> <td>343</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎加算は、上記の基本報酬に含む ※1 回当たり報酬の週 1 回の月の合計回数は 4 回が限度 ※1 回当たり報酬の週 2 回以上の月の合計回 数は 8 回が限度</p>	サービス提供時間		原則 3 時間以上		入浴の有無		あり	なし	月額（包 括）報酬	週 1 回	1,647	1,447	週 2 回以上	3,377	2,977	1 回当た り報酬	週 1 回	378	332	週 2 回以上	389	343	<p>入浴あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス提供時間</th> <th colspan="2">3 時間未満</th> </tr> <tr> <th colspan="2">送迎の有無</th> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月額（包 括）報酬</td> <td>週 1 回</td> <td>1,377</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td>週 2 回以上</td> <td>2,795</td> <td>1,979</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 回当た り報酬</td> <td>週 1 回</td> <td>316</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>週 2 回以上</td> <td>322</td> <td>228</td> </tr> </tbody> </table> <p>入浴なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス提供時間</th> <th colspan="2">3 時間未満</th> </tr> <tr> <th colspan="2">送迎の有無</th> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月額（包 括）報酬</td> <td>週 1 回</td> <td>1,159</td> <td>749</td> </tr> <tr> <td>週 2 回以上</td> <td>2,361</td> <td>1,545</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 回当た り報酬</td> <td>週 1 回</td> <td>266</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>週 2 回以上</td> <td>272</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table>	サービス提供時間		3 時間未満		送迎の有無		あり	なし	月額（包 括）報酬	週 1 回	1,377	967	週 2 回以上	2,795	1,979	1 回当た り報酬	週 1 回	316	222	週 2 回以上	322	228	サービス提供時間		3 時間未満		送迎の有無		あり	なし	月額（包 括）報酬	週 1 回	1,159	749	週 2 回以上	2,361	1,545	1 回当た り報酬	週 1 回	266	172	週 2 回以上	272	178	-	
サービス提供時間		原則 3 時間以上																																																																				
入浴の有無		あり	なし																																																																			
月額（包 括）報酬	週 1 回	1,647	1,447																																																																			
	週 2 回以上	3,377	2,977																																																																			
1 回当た り報酬	週 1 回	378	332																																																																			
	週 2 回以上	389	343																																																																			
サービス提供時間		3 時間未満																																																																				
送迎の有無		あり	なし																																																																			
月額（包 括）報酬	週 1 回	1,377	967																																																																			
	週 2 回以上	2,795	1,979																																																																			
1 回当た り報酬	週 1 回	316	222																																																																			
	週 2 回以上	322	228																																																																			
サービス提供時間		3 時間未満																																																																				
送迎の有無		あり	なし																																																																			
月額（包 括）報酬	週 1 回	1,159	749																																																																			
	週 2 回以上	2,361	1,545																																																																			
1 回当た り報酬	週 1 回	266	172																																																																			
	週 2 回以上	272	178																																																																			
地 域 単 価	向日市の介護給付（通所介護）の地域区分単価と同じ（10.27 円）		-																																																																			
自 己 負 担	1 割又は 2 割	1 割又は 2 割		今後調整																																																																		

### (3) 留意事項

新たに創設したサービスの利用を希望しているにも関わらず、事業開始直後等で供給が十分になく、希望するサービスが利用できない場合には、現行相当のサービス等の利用も可とし、その際の報酬は実際に利用したサービスの報酬が適用されます。

#### 例) 住民主体による訪問型サービス（訪問型B）の供給が十分でない場合

代替として「緩和した基準による訪問型サービス（訪問型A）」を利用する。その際、報酬は訪問型サービスAの報酬が適用される（更に、「緩和した基準による訪問型サービス（訪問型A）」の供給も十分でない場合は、「現行相当の訪問型サービス」を利用し、その際は、訪問型現行相当の報酬が適用される）。

### (4) 指定サービスの利用者負担

利用者負担は介護給付と同じ、サービス費用の1割（原則）又は2割（一定以上所得者）とします。

### (5) 指定サービスの利用限度額

要支援認定を受けた(要支援者)が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象と判定された方(事業対象者)の利用限度額は、予防給付の要支援1と同じとします。

### (6) 指定サービスの利用頻度

事業対象者は、利用限度額の範囲内で、必要なサービスを必要な回数利用できます。

## 5 事業所指定

### (1) 事業所の指定について

訪問型サービスと通所型サービスについては、委託型の事業を除き、事業者の申請に基づき、基準を満たした事業所に対して市長が指定を行います。

事業者は法人格が必要であり、また指定に当たっては、介護保険と同様の欠格事項を設ける予定です。

法人の定款については、目的欄に第1号事業（介護保険法第115条の4第1項第1号に規定する事業）を行うことの記載が必要です。

これまで介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していない法人が総合事業を新たに実施する場合は、指定日までに定款変更の手続きが必要となりますのでご注意ください。

なお、これまで介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していた法人については、次回更新日を期限として必要に応じて定款変更の手続きを速やかに進めてください。

## (2) 指定方法について

向日市では平成29年4月1日の総合事業の開始に向けて、事業所の指定を次のとおり行います。

### ア 対象サービスごとの事業所の分類

指定申請の手続については以下の分類ごとに異なります。

#### 訪問型サービス

現行相当サービス	既存事業所（平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定あり）	①
	既存事業所（平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定あり）	②
	新規事業所	③

訪問型サービスA	既存事業所（介護予防訪問介護の指定あり）	④
	新規事業所	⑤

#### 通所型サービス

現行相当サービス	既存事業所（平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定あり）	⑥
	既存事業所（平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定あり）	⑦
	新規事業所	⑧

通所型サービスA	既存事業所（介護予防通所介護の指定あり）	⑨
	新規事業所	⑩



#### イ みなし指定を受けている事業所の手続き

分類①⑥の事業所は、国制度において既にそれぞれ現行相当サービスの指定を受けているものとみなされています。そのため、新たに指定申請を行う必要はありません。

なお、総合事業を実施しない場合は別途辞退（廃止）届を提出していただく必要があります。

提出書類や手続の詳細については、本市ホームページで改めてお知らせしますのでご確認ください。

#### ウ みなし指定を受けておらず、平成29年4月1日から指定を受けようとする事業所の申請方法等

みなし指定を受けていない事業所（分類①⑥以外）が、平成29年4月1日から指定を受けようとする場合は、期日までに指定申請が必要です。提出書類や手続の詳細については、本市ホームページで改めてお知らせしますのでご確認ください。

#### エ 平成29年4月2日以降指定分《既存事業所、新規事業所》の申請方法等

平成29年4月1日指定分に間に合わなかった事業者については、既存事業所、新規事業所のいずれのサービスについても4月2日以降の指定となります。

提出書類や手続の詳細については本市ホームページで改めてお知らせしますので、ご確認ください。

#### オ 他市町村の事業所の指定

近接市町村において、各市町村の総合事業における現行相当のサービスの指定を受けている事業所については、向日市においても現行相当のサービスに限り指定を行います。申請手続については、本市ホームページで改めてお知らせしますので、ご確認ください。

### (3) 指定の有効期間について

総合事業(分類①⑥以外)の指定の有効期間は指定日から6年間(予定)です。更新を行う場合には更新の申請手続が必要です。更新手続の詳細については、今後、ホームページで改めてお知らせしますので、ご確認ください。

なお、みなし指定分(分類①⑥)については、平成30年3月31日までの有効期限となりますのでご注意ください。

### (4) 加算届、運営規程の変更について

#### ア 加算の届出

加算に関する届出の取扱いについては、確定次第、本市ホームページで改めてお知らせしますので、ご確認ください。

#### イ 運営規程

みなし指定をされている事業所以外は指定申請時に提出が必要です。また、みなし指定をされている事業所についても運営規程の整備が必要となりますので、整備いただくようお願いします。

なお、本運営規程整備に係る変更届の提出は必要ありません。

## 6 介護予防ケアマネジメント

- 介護予防・生活支援サービス事業を利用する際には、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの実施が原則ですが、一部指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能です。
- 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、利用者と目標を共有し、目標達成に向けて主体的にサービスが利用できるよう支援することや、心身の機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチすることが重要です。

### (1) 介護予防ケアマネジメント

対象者	利用するサービス	介護保険上の事業名	実施方法 (市町村直接実施を除く。)
要支援者	介護予防サービス	指定介護予防支援	事業者指定【法第 58 条】
	サービス事業 (新総合事業)	第 1 号介護予防支援事業	事業者指定【法第 115 条の 45 の 3 第 1 項】 <u>厚生労働省令で定める基準に適合する者※ 1 に委託【法第 115 条の 47 第 4 項】</u>
事業対象者	サービス事業	第 1 号介護予防支援事業	地域包括支援センターに委託【法第 115 条の 46 第 1 項】

※ 1 …地域包括支援センター

(2) 本市における介護予防ケアマネジメントの種類

本市では、次の2種類を実施する予定です。

**原則的な介護予防ケアマネジメント** (以下、「ケアマネジメントA」という。)

**初回のみ介護予防ケアマネジメント** (以下、「ケアマネジメントC」という。)

(3) 利用するサービスと介護予防ケアマネジメントの種類

利用するサービスの組み合わせでケアマネジメントの種類が決まります。

介護予防サービス (給付) ※要支援者のみ	利用するサービス		ケアマネジメントの種類
	訪問型・通所型 サービス (総合 事業)	一般介護予防事 業、民間のサー ビス等	
○	○	○	予防支援
○	○		予防支援
○		○	予防支援
○			予防支援
	○	○	ケアマネジメントA
	○		ケアマネジメントA
		○	ケアマネジメントC

注) ケアマネジメントCについては、事業対象者及び要支援者へのアセスメントの結果、予防給付及び総合事業によるサービス以外の支援につなげる場合に適用されます。

《参考》国における介護予防ケアマネジメントの種類

①ケアマネジメント A（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合</li> <li>・短期集中予防サービスを利用する場合</li> <li>・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合</li> </ul>	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】
②ケアマネジメント B（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業者以外の多様なサービスを利用する場合等）</li> </ul>	アセスメント →ケアプラン原案作成 （→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 （→モニタリング【給付管理】）
③ケアマネジメント C（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合                      （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</li> </ul>	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

※（ ）内は必要に応じて実施

#### (4) ケアプランの自己作成（ヘルスケアプラン）の取扱い

総合事業のサービス事業については、ケアプランの自己作成による利用は想定されていません。

#### (5) 本市の介護予防ケアマネジメントの実施基準

##### ア ケアマネジメントA

指定介護予防支援の人員、運営等に関する基準に規定されている事項から、介護予防サービスに関する規定を削除して定めます。

##### イ ケアマネジメントC

ケアマネジメントAの基準から、サービス担当者会議、モニタリング及び給付管理に関する規定を削除して定めます。

#### (6) 介護予防ケアマネジメントの利用手続きに必要な書類

##### ケアマネジメントA・C

- ① 重要事項説明書
- ② 利用契約書

※詳細については、後日お示しします。

#### (7) プランの様式

##### ア ケアマネジメントA

介護予防サービス・支援計画書（指定介護予防支援と同じ）

##### イ ケアマネジメントC

介護予防サービス・支援計画表（指定介護予防支援と同じ）又は簡易様式のいずれかを使用

(8) 地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを担当できる者

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ④ 経験のある看護師
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

(9) 指定居宅介護支援事業者への介護予防ケアマネジメント実施の委託の取扱い

ア ケアマネジメントA

委託を可能とします

<参考>委託の根拠法令

要支援者：法第115条の47第5項

事業対象者：実施要綱

イ ケアマネジメントC

本市では委託を認めない。

<参考>平成27年度報酬改定Q&A (Vol.1) 抜粋

問180 居宅介護支援費（Ⅰ）から（Ⅲ）の区分については、居宅介護支援と介護予防支援の両方の利用者の数をもとに算定しているが、新しい介護予防ケアマネジメントの件数については取扱件数に含まないと解釈してよいか。

貴見のとおりである。

※ 居宅介護支援の実施に支障がないように留意してください。

(10) 本市からの地域包括支援センターへの委託料単価(案)

○基本単価：430単位/件/月

○初回加算：300単位/件/回

(ケアマネジメントA・ケアマネジメントCのいずれも)

※ 1単位当たりの単価は、介護予防支援の地域単価と同じ(10.42円)とする  
予定

<参考>平成27年度報酬改定Q&A (Vol.1) 抜粋

問189 介護予防・日常生活支援総合事業により介護予防マネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できるのか。

要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防マネジメントを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。

(11) 本市からの地域包括支援センターへの委託料の支払い

審査支払事務については、国保連への委託を予定しています。なお、詳細は介護予防ケアマネジメントに係る支払い事務と併せて、平成29年2月までにはお示しする予定です。



## 7 本市に居住する他市町村の被保険者への対応

### (1) 介護予防ケアマネジメント

	住所地特例施設入所者（他住特）		左記以外
	京都府内市町村の被保険者	京都府外市町村の被保険者	
介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センター	住所地特例施設所在地を担当する地域包括支援センター		当該地市町村の被保険者に係る保険者市町村に問い合わせる。
介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出先	住所地特例施設所在地を管轄する市町村 (受理した市町村から保険者市町村に届出書原本を転送する。)		
向日市からの委託料の支払い	京都府国保連から支払い（調整中）	向日市から支払い	

### (2) 訪問型サービス及び通所型サービス

	住所地特例施設入所者（他住特）	左記以外
利用できるサービス事業所	住所地特例施設所在地の市町村（向日市）が指定している事業所	
報酬請求	京都府国保連に請求 (保険者市町村が京都府国保連を通じて支払い)	

※ 逆に、本市被保険者が、住民基本台帳を異動しないまま他市町村に居住している場合は、当該市町村の総合事業のサービスを利用することができません。そのような利用者がある場合は、当該利用者又はその家族に対して、居住している市町村に住民基本台帳を異動するように助言してください。

## 8 一般介護予防事業

総合事業の実施に伴い、現行の二次予防事業と一次予防事業を一般介護予防事業に再編し、本市の実情にあった効率的・効果的な介護予防の取組を推進します。

参考) 一般介護予防事業「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(厚生労働省)」

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

## 9 その他

### (1) 総合事業に係るスケジュール(予定)

年 月 日	内 容
平成 28 年 11 月 10 日・11 日	第 1 回事業者説明会《本日》
12 月	新設サービス参入検討事業者向け説明会
	事業者指定手続き 開始
	地域包括支援センター向け説明会 (利用者の移行手続き等)
平成 29 年 2 月	第 2 回事業者説明会 (報酬の請求方法等)
4 月	総合事業開始

※ 現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている方は、原則として、4 月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービスに移行します。

### (2) 質問について

本説明会及び本市が実施する総合事業に関する質問については、F A X 又は E メールにて、向日市健康福祉部高齢介護課にお送りください。

事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答は、Q & A として本市ホームページに掲載いたします。

質問票送付先 向日市健康福祉部高齢介護課 F A X : 0 7 5 - 9 3 2 - 0 8 0 0 E メール : kourei@city.muko.lg.jp
--

FAX（075-932-0800）又は、Eメール（kourei@city.muko.lg.jp）にて、向日市健康福祉部高齢介護課に送付してください。

※ Eメールの場合は、件名に「総合事業に関する質問」とご記載ください。

## 向日市介護予防・日常生活支援総合事業 質 問 票

事業所名			
サービス種別			
ご担当者名		電話番号	
質問項目			
質問内容			

※ 事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答は、Q & Aとして本市ホームページに掲載いたします。

（電話での回答はいたしかねますので、ご了承ください。）